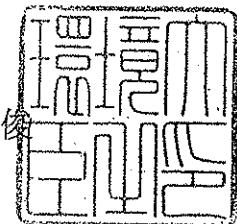


諮問 第 207 号
環自野発第 061201003 号
平成 18 年 12 月 1 日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
若林正俊



対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 5 項において準用する同法第 2 条第 6 項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を別表第 2 のとおりとすることについて、貴審議会の意見を求める。

対象狩猟鳥獣は、次の猟法を用いて捕獲等をしてはならない。

- 一 ユキウサギ(レプス・ブラキュウルス)及びノウサギ(レプス・ティミドゥス)の捕獲等をするため、はり網を使用する方法(人が操作することにより網を動かして捕獲等をする捕方法を除く。)
- 二 口径が十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 三 銃器を飛行中の中の自動車又は運行中のモーターポートの上から飛行する方法
- 四 構造薬銃(ヒグロファルス・スクローフ)及びニホンシマリ(ケルヴィス・アルクル)を用いる方法
- 五 空気散弾銃(スクリュー・ツル)を用いる方法
- 六 同時に三十一以上の大物を用いる方法
- 七 鳥類並びにビグマ(ウルスス・アルクル)の捕獲等をするため、わなを用いる方法
- 八 イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴィス・ニポン)の捕獲等をするため、輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、縫付け防止金具が装着されているものの、よりもどしが装着されているものの著しくはワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるもの、おし又はとらばさみを使用する方法
- 九 なであって、輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、縫付け防止金具が装着されているものの、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十 ヒグマ(ウルスス・アルクル)、ツキノワグマ(ウルスス・ティベタヌス)、イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴィス・ニポン)以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわなであつて輪の直径が十二センチメートルを超えるもの著しくは縫付け防止金具が装着されているものの、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十一 つりばり又はとりもちを使用する方法

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について

改正内容
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第1項第3号の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令28号）第10条第3項において定めている禁止を下記のとおり改めるもの。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）施行規則案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）	
現行	実行
法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する獵法は、次に掲げる	法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する獵法は、次に掲げ
一 ブラウルス（レプス・ティミドウス）及びノウサギ（レプス・ユキキス）以外の対象狩鳥獣の捕獲等をするため、はり網を用いる方法（人が操作する方法を除く。）	一 ブラウルス（レプス・ティミドウス）及びノウサギ（レプス・ユキキス）以外の対象狩鳥獣の捕獲等をするため、はり網を用いる方法（人が操作する方法を除く。）
二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法を用いる方法を除く。）	二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法を用いる方法を除く。）
三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行の一部を充てんする方法	三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行の一部を充てんする方法
四 倉庫の装薬ノワツ（ウルスス・アルクトス）、スクリロファ（ケルヴス・ニボン）及びニホンシジカ（ケルヴス・ニボン）にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を用いる方法	四 倉庫の装薬ノワツ（ウルスス・アルクトス）、スクリロファ（ケルヴス・ニボン）及びニホンシジカ（ケルヴス・ニボン）にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を用いる方法
五 同時に三十一以上のわなを用いて、銃剣（ワイヤー）を用いる方法	五 同時に三十一以上のわなを用いて、銃剣（ワイヤー）を用いる方法
六 空気散弾銃を使用する方法	六 空気散弾銃を使用する方法
七 わな（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）にあつては、おし、はこわな及びくくりわなに限り、その他の獣類にあつては、おしに限る。）を使用する方法	七 わな（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）にあつては、おし、はこわな及びくくりわなに限り、その他の獣類にあつては、おしに限る。）を使用する方法
八 トカラバサミであつて、銃剣のあるもの又は開いた状態における	八 トカラバサミであつて、銃剣のあるもの又は開いた状態における

内径の最大長が十二センチメートル以上のものを使用する方法

の直徑が四ミリメートル未満であるもの、おし又はとらばさみを
使用する方法 ヒゲマ(ウルス・アルクトス)、ツキノワグマ(ウルスス・
テイベタヌス)、イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ
(ケルヴス・ニポン)以外の獸類の捕獲等をするため、くくりわ
なであつて輪の直徑が十二センチメートルを超えるもの若しくは
繩付け防止金具が装着されているものの、おし又はとらばさみを

使用、よりばり又はどりもちを使用する方法

改正理由 2

クマ類の保護の観点から、わな全般の使用を禁止する。また、捕獲された場合の鳥獣の損傷が大きいため、狩猟における使用を禁止する。さらに、誤認捕獲があつた場合でも捕獲個体の解放を防ぐため、仮に誤認捕獲があつた場合でも捕獲個体の解放を禁止する。